

## 指定作業場の届出をされている事業者の方へ

### 都民の健康と安全を確保する環境に関する条例(環境確保条例)による届出

#### 1. 指定作業場変更届出書(第16号様式)

既に届け出ている指定作業場について、種類・作業・建物・施設、又は公害防止(騒音・振動等)方法を変更しようとする場合は、あらかじめその旨を届け出なければなりません。この届出が受理された日から30日を経過した後でなければ、当該届出にかかわる事項を変更することはできません。手続の方法は指定作業場設置届出とほぼ同じです。

【条例第90条】

#### 2. 指定作業場氏名等変更届(第13号様式)

指定作業場設置者の氏名、住所、指定作業場の名称等の変更があったときは、その日から30日以内に届出の必要があります。

【条例第93条第1項において準用する同条例第87条】

#### 3. 指定作業場承継届(第15号様式)

指定作業場を譲り受け、借り受けたとき、又は指定作業場の届出をした者について、相続又は合併、分割があったときは、その日から30日以内に届出の必要があります。

【条例第93条第2項において準用する第88条第3項】

#### 4. 指定作業場廃止届(第14号様式)

指定作業場を廃止したときは、その日から30日以内に届出の必要があります。届出時には、特定有害物質取扱状況報告書にも記入・押印のうえ、提出してください。また、6の項を必ずご覧ください。

【条例第93条第1項において準用する同条例第87条】

#### 5. 適正管理化学物質の使用量等報告書・化学物質管理方法書(第28号・第29号様式)

「適正管理化学物質」を年間100kg以上取り扱う事業者は、前年度の使用量等を把握し、翌年度の4月～6月の間に報告してください。また、すべての適正管理化学物質取扱事業者のうち、従業員数が21人以上の事業者は、化学物質管理方法書を提出してください。

【条例第110条第1項・第111条第2項】

#### 6. 土壌汚染状況調査報告書(第32号様式)

「特定有害物質」を取り扱い、又は取り扱ったことがある事業者は、指定作業場を廃止、又は建物の全部もしくは主要な部分を除却しようとするときは、敷地内の土壌の汚染状況を調査し、その結果を区に届け出る必要があります。

【条例第116条第1項】